

空き家利用促進補助金交付事業のご案内（空き家）

～置戸町役場企画財政課からのお知らせ～

この事業は、定住の推進や良好な住環境の整備のため、町内にある良質な中古住宅の取得費用や空き家の改修・解体工事費用の一部を助成し、安心安全な地域づくりを進めることを目的に実施します。

1 事業期間

(1) 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2 助成

(1) 空き家取得 基本額～取得費用（消費税除く）の20%以内で50万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

加算～同居する18歳未満の子どもがある場合は、子ども1人につき10万円を加算します。

※補助金総額が売買金額を超える場合は、売買金額が上限。

(2) 空き家改修 改修工事費用（消費税除く）の50%以内で100万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

(3) 空き家解体 解体工事費用（消費税除く）の20%以内で50万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

(4) 改修及び解体工事に際し、工事の契約業者が町外業者の場合（2）（3）で定めた補助金の4/5とし、町内業者と町外業者の双方と契約する場合は、工事費用総額の1/2以上を町外業者が占めたときは（2）（3）で定めた補助金の4/5とします。

※補助金は取得又は工事費用を全額支払った時に、指定口座へ振込みます。

3 補助の対象及び住宅

(1) 改修又は解体工事に要する費用の合計（消費税除く）が30万円以上であること。

(2) 家屋課税台帳に住宅として登録されていること。

(3) 町内に住所を有する個人又は法人今後町内に住所を移そうとする個人若しくは、空き家等の情報登録をしている住宅の所有者、借用者（所有者の承諾書、賃貸契約書の写し必要）又は購入者（売買契約書の写し必要）、住宅等を解体しようとする方。

※取得の場合は、自ら居住するため又は1親等の親族を入居させるための空き家等を取得して10年以上居住する方。

※解体する住宅は、空き家等の情報登録をしていなくても対象となります。

(4) 市町村税等債務の履行を遅滞していないこと（町外者は現住所地の市町村税に滞納がないことの証明書必要）。

（裏に続く）

- (5) 同一住宅において、過去10年の間に、町の住宅改修補助金及びこの空き家利用促進補助金を受けていないこと。ただし、取得に対する補助金については除く。
※同一人物が同一住宅で取得と改修補助金を併用して申請することは不可。
- (6) 取得に際し、国及び北海道、その他の団体から補助金等の交付を受ける住宅ではないこと。
- (7) 町内に存在し、建築後5年以上を経過していること。
- (8) 店舗又は事務所併用住宅にあっては、居住部分のみを対象とし、賃貸住宅、共同住宅、寮など複数の居住者が同一住宅内に居住する場合は、同一住宅1棟を対象とします。

4 対象となる工事

- (1) 住宅部分の床面積を増床するための増築工事
- (2) 住宅部分を改めて建築する改築工事
- (3) 住宅の耐久性を高めるため、安全上や防災上のため、居住性や衛生上必要などの理由により行う修繕工事
- (4) 除雪軽減のために行う外構工事
- (5) 環境負荷低減につながる工事等（LED照明器具設置費用を含む）
- (6) 住宅に係わる設備機器で工事を伴う場合（例として給湯用ボイラー、暖房用ボイラー、風呂釜、浴槽、ユニットバス、換気扇、流し台シンク、洗面台、システムキッチンなど）
- (7) 解体工事業の許可を取得又は建設リサイクル法に基づく解体工事業に登録された事業者が行う、現に居住用として利用されていない住宅を解体する工事（運搬費、処分費を含む。）

5 対象とならない工事

- (1) 家具や電化製品などの住宅用備品（例としてエアコン、灯油ストーブ、FF式ストーブ、扇風機など）
- (2) 倉庫・自動車車庫等の修繕
- (3) 門柵、塀だけの新設や改修
- (4) 住宅以外の物置や車庫等の解体
- (5) その他（本制度に不適な事業）

6 事業の流れ

- (1) 申請 補助金交付申請書と必要書類の提出
- (2) 受理 審査後、補助金交付申請受理書を送付します。
（受理日前の取得又は工事は認めません。）
- (3) 工事 完成後速やかに完了届と必要書類を提出
- (4) 交付 確認後、交付決定し、指定口座に振込みます。

◎ 申し込み及び問い合わせ

企画財政課企画係

Tel 0157-52-3312